

佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム） 推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、高齢者、障害者、児童等誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくことができるようにするため、介護や子育て、生活支援など、多様なサービスを提供するとともに、CSO（市民社会組織）をはじめとする多様な主体の活動で支え合い、さらには、協働するまちづくりの拠点ともなりうる場づくりの推進に資するため、地域共生ステーションを自ら整備又は整備する公益的な団体等に対して支援する市町に、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「地域共生ステーション」とは、佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるところに従い、知事が決定したものをいう。

（補助対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。なお、補助対象経費の詳細については別表のとおりとする。

整備内容	補助金の限度額	補助対象経費・補助率
既存宅老所又は既存ぬくもいホームに交流サロンの新規開設 既存宅老所の場合はぬくもいホームへの転換を条件とする。	1,500千円	補助対象経費 ・サービスの安定的・継続的な実施のための初年度の運営基礎づくりに必要な経費。 ・民家等を改修するなど、地域共生ステーションとして整備するために必要な施設整備費（施設取得費及び整備上やむを得ないと認められる軽微な増築費を含む。） ・初年度設備費 補助率 市町が事業に要した額又は市町が補助した額の2分の1以内
ぬくもいホームの新規開設	2,000千円	
ぬくもいホーム(交流サロン併設型)の新規開設	2,500千円	

(補助対象外経費)

第4条 次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 土地、建物の借入に要する経費
- (3) 地域共生ステーション運営のための経常経費

(補助金の交付対象市町)

第5条 この補助金の交付を受けることができる市町は、実施要綱に基づき事業を実施する市町とする。

2 前項の補助対象市町が間接補助事業者へ補助金を交付する場合、その間接補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象市町が間接補助事業者へ補助金を交付する場合、その間接補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別に定めることとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更のない場合で各事業の補助対象経費の 20%以内の増減については、この限りではない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。ただし、5年間が経過した後であっても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (7) 市町は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(2) 及び(4) から(6) までの規定に準じた条件及び次に掲げる条件を付すこと。この場合において、(2) (4) 及び(6) 中「知事」とあるのは「市町長」と、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と読み替えるものとする。
 - ア 市町長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。
 - イ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式(様式第3号に準じて作成すること。)により速やかに市町長に報告しなければならない。
 - なお、市町長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町に納付させることがある。
 - ウ 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
 - エ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
 - オ 間接補助事業者が、第5条第2項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用すること。
 - カ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。なお、〔別紙『佐賀県ローカル発注促進要領』〕のとおり〔県内企業(又は各市町企業)〕と契約するように努めなけ

ればならない。加えて、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障害者就労支援施設等と契約するように努めなければならない。

(注) なお書きの〔 〕内については、各市町の状況に応じ適宜修正すること。

(8) 間接補助事業者から(8)のアによる納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 間接補助事業者から(8)のイによる報告があった場合には、様式第 3 号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(1 0) 「佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱」の規定に準じ、間接補助事業者の申請時に様式第 4 号の「誓約書」を添付させること。ただし、間接補助事業者が、地方自治法第 1 5 7 条第 1 項に規定する公共的団体等(農協、社会福祉協議会、特定非営利活動法人、公益法人など)の場合は、添付は不要とする。

なお、間接補助事業者から「誓約書」の提出があった際、必要な場合には警察本部へ照会すること。

(1 1) この補助金の交付と対象経費を重複して、国庫補助金等他の補助金、配分金等の交付を受けてはならない。

2 前項第 2 号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 5 号のとおりとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 1 2 条に規定する実績報告書は、様式第 6 号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 1 か月以内又は当該年度末(補助金が全額概算払いで支払われた場合は、翌年度の 4 月 3 0 日)のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

(補助金の交付)

第 9 条 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払いで交付することができる。

2 規則第 1 5 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第 1 0 条 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。また、間接補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が単価 3 0 万円以上の機械及び器具については、市町長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供

してはならない。

なお、その期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めた期間と同一期間とする。

- 2 補助事業内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けること。
 - (1) 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く）
 - (2) 建物等の用途
- 3 第1項の規程により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用することとし、佐賀県宅老所開設支援事業費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年12月申請分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度申請分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度申請分の補助金から適用する。

なお、平成29年度以前に交付された補助金についても改正後の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	補 助 対 象 経 費
<p>1 運営基礎づくり事業費</p> <p>(1) サービスの新規開発・実施費</p> <p>(2) アドバイザー派遣費</p>	<p>地域共生ステーションを安定的・継続的に運営していくための初年度の運営基礎づくりに要する経費</p> <p>地域共生ステーションの広報・啓発、地域特性分析、サービスの試行的な実施、その他サービスの新規開発・実施に必要な次の経費 旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）</p> <p>学識経験者、中小企業診断士等アドバイザーを招聘して実施する研修会等に必要な次の経費 報償費、旅費、使用料及び手数料</p>
<p>2 施設整備費</p> <p>(1) 施設取得費</p> <p>(2) 施設整備費</p>	<p>地域共生ステーションを開設するための施設整備に要する経費</p> <p>地域共生ステーションを開設するための施設としての民家等を取得するために必要な家屋購入費</p> <p>民家等の改修(新設及び整備上やむを得ないと認められる軽微な増築を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第4条に定める経費を除く。)及び委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体工事費 ・ 電気設備工事費 ・ 給排水工事費 ・ その他工事費 ・ 設計委託費
<p>3 初度設備費</p>	<p>地域共生ステーションの開設に必要な初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費</p>

様式第1号

令和 第 年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名

令和 年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）
推進事業費補助金交付申請書

令和 年度において、佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業を実施したいので、金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金所要額調書（別紙1）
- 2 事業実施計画書（別紙2）
- 3 歳入歳出予算書（見込書）抄本（別紙3）

様式第1号 - 別紙1

佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金所要額調書

（市町名： ）

補助対象事業名	運営主体の総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A - B)	対象経費実支出予定額	市町補助所要額	市町補助予定額	県費補助基本額	県費補助限度額	選定額	県費補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
運営基礎づくり事業費										
施設整備費 (施設取得費)										
施設整備費 (施設整備費)										
初度設備費										
合計										

- (1) A欄からD欄については、事業を実施する団体等におけるそれぞれの額を記入すること。
- (2) G欄は、市町が運営主体の場合はD欄に、市町以外が運営主体の場合はF欄に本補助金交付要綱に定める補助率を乗じた額を記入すること。
- (3) H欄は、本補助金交付要綱に定める補助限度額を記入すること。
- (4) I欄は、G欄、H欄の額を比較して、いずれか少ない額を記入すること。
- (5) J欄は、I欄に記入した選定額を記入すること。(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)

事業実施計画書

1 施設の名称及び所在地

施設名称：

所在地：

2 設置主体及び運営主体

設置主体：

運営主体：

3 事業の目的及び効果

4 施工計画

(1) 直営・請負の別	{				}
(2) 契約年月日	令和	年	月	日	
(3) 着工年月日	令和	年	月	日	
(4) 竣工年月日	令和	年	月	日	
(5) 事業開始年月日	令和	年	月	日	

5 事業費支出予定額内訳

(1) 運営基礎づくり事業費

広報・啓発費	円
地域特性分析費	円
サービス試行実施費	円
その他サービスの新規開発・実施費	円
アドバイザー派遣費	円
合計	円

(2) 施設取得費

家屋購入費	円
売買契約(予定)年月日	令和 年 月 日

(3) 施設整備費

本体工事費	円
電気設備工事費	円
給排水工事費	円
外構工事費	円
その他工事費	円
設計管理費	円
合計	円

(4) 初度設備費

合計	円
----	---

6 その他参考事項

添付書類

- ・実施協議書（添付資料含む。）の写し

* 実施協議書に添付したものと同一の場合は省略可

様式第1号 - 別紙3

令和 年度 歳入歳出予算書（見込書）抄本

歳入 (単位：円)

款	項	目	節	予算額			説明
				当初予算額	補正予算額	計	

歳出 (単位：円)

款	項	目	節	予算額			説明
				当初予算額	補正予算額	計	

上記のとおり相違のないことを証明する。

令和 年 月 日

市町長名

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
市町長

年度 [補助金名を記載]
に係る取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付け福第 号により交付決定通知があった 年度
[補助金名を記載] により取得した財産等を別
紙のとおり処分したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション(宅
老所・ぬくもいホーム)推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき承認を申請します。

様式第2号別紙

1 処分の種類（該当するものに ）

（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定
取壊し又は廃棄 ）

2 処分の概要

補助事業者	間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)		施設名	所在地	
施設(設備)種別	建物構造	処分に係る建物延面積	建物延面積の全体	定員	
		m ²	m ²	名	
補助相当額 (処分に係る部分の額)	補助額全体	総事業費	補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	円	年	年	年 ヶ月
処分の内容				処分予定年月日	
				令和 年 月 日	
譲渡予定額 (譲渡の場合)	評価額	評価額の算定方法(いずれかに)			
-	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			
②1調定額					

3 経緯及び処分の理由

4 添付書類

- ・対象施設の図面（補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- ・市町から補助事業者への補助金交付決定通知書及び額確定通知書の写し
- ・その他参考となる資料

様式第3号

令和 年 月 日
第 号

佐賀県知事 様

市町長名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和
年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 間接補助事業者名称等

住 所：

団体等名称：

代表者職・氏名：

2 佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13条）第13条の規定による確
定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額（要補助金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第4号

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県及び市町が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県及び市町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

市町長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

氏名は、本人が自署すること

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日

様式第5号

令和 年 月 日
第 号

佐賀県知事 様

市町長名

令和 年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）
推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県
地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金について、別添に記載
した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減
額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション（宅
老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請
します。

- （注）1 金額の変更がない変更申請の場合は、〔 〕の部分は消去すること。
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経
費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。

様式第 6 号

令和 年 月 日
第 号

佐賀県知事 様

市町長名

令和 年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）
推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和
年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金に係る
事業実績について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション（宅老所・
ぬくもいホーム）推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

（添付書類）

- 1 佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費
補助金精算書（別紙 1）
- 2 事業実績報告書（別紙 2）
- 3 歳入歳出決算書（見込書）抄本（別紙 3）

様式第6号 - 別紙1

佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金精算書

（市町名： ）

〔単位：円〕

補助対象事業名	運営主体の 総事業費	寄附金その 他の収入額	差引額 (A - B)	対象経費実 支出額	市町補助所 要額	市町補助額	県費補助基 本額	県費補助限 度額	選定額	県費補助所 要額	県費補助金 交付決定額	県費補助金 受入済額	差引過不足 額 (L - J)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
運営基礎づくり 事業費													
施設整備費 (施設取得費)													
施設整備費 (施設整備費)													
初度設備費													
合 計													

(1) A欄からD欄については、事業を実施する団体等におけるそれぞれの額を記入すること。

(2) G欄は、市町が運営主体の場合D欄に、市町以外が運営主体の場合F欄に本補助金交付要綱に定める補助率を乗じた額を記入すること。

(4) H欄は、本補助金交付要綱に定める補助限度額を記入すること。

(5) I欄は、G欄、H欄の額を比較して、いずれか少ない額を記入すること。

(6) J欄は、I欄に記入した選定額を記入すること。(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

施設名称：

所在地：

2 設置主体及び運営主体

設置主体：

運営主体：

3 事業の目的及び効果

(注) できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記述すること。

4 サービスの安定的・継続的な実施のための初年度の運営基礎づくり

(1) 実施内容

区 分	内 容
広報・啓発費	
地域特性分析費	
サービス試行実施費	
その他サービスの新規開発・実施費	
アドバイザー派遣費	

(2) 提供したサービス

区 分	サービス内容	開始時期	利用定員	利用者数	週実施 日数	利用した制度
高齢者		年 月	人	人	日	
障害児・者		年 月	人	人	日	
児童		年 月	人	人	日	
その他		年 月	人	人	日	

(3) 職員体制

氏名	職種	年齢	資格等(主な職歴)	備考

1. 年齢は当該年の4月1日現在で記入すること。
2. 備考欄には、常勤・非常勤、専従・兼務の別を記入すること。

5 施設の規模及び構造

(1) 整備事業

敷地面積 m^2
敷地の所有関係(自己所有、借地、購入の別) []
建物の所有関係(自己所有、借家、購入の別) []
建物の創設、改修の別 []
建物の面積 建築面積 m^2 延面積 m^2
建物の構造 [造]

6 施工実績

(1) 直営・請負の別 []
(2) 契約年月日 令和 年 月 日
(3) 着工年月日 令和 年 月 日
(4) 竣工年月日 令和 年 月 日
(5) 事業開始年月日 令和 年 月 日

7 支出済事業費内訳

(1) 運営基礎づくり事業費

広報・啓発費 円
地域特性分析費 円
サービス試行実施費 円
その他サービスの新規開発・実施費 円
アドバイザー派遣費 円
合計 円

(2) 施設取得費

家屋購入費 円
売買契約年月日 令和 年 月 日

(3) 施設整備費

本体工事費 円
電気設備工事費 円

給排水工事費	円
外構工事費	円
その他工事費	円
設計管理費	円
合計	円

8 初度設備購入実績

(1) 初度設備購入の目的及び用途

品目	数量	規格	単価(円)	金額(円)	購入目的及び必要理由
合計					

9 財源内訳

財源		金額(円)
県補助金		
市町補助金		
運営主体負担金		
	自己資金	
	寄附金	
	その他(民間助成金等)	
合計		

10 その他参考事項

(注) この事業実績報告書は、補助対象の団体等ごとに作成すること。

(添付書類)

- (1) 建物取得(団体等購入)の場合は、家屋等購入に係る売買契約書の写し登記簿謄本の写し
- (2) 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
- (3) 工事完了を確認するに足る検査済証、完了確認書等の写し
- (4) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表(創設の場合)
- (5) 建物平面図及び立面図
交付申請書に添付したものと同一の場合は省略可
- (6) 建物内外主要部分の写真(改修の場合は、改修前後が比較できるようにすること)
- (7) 初度設備購入に係る契約書、請書、領収書等の写し
- (8) 検収調書(又はそれに代わるもの)の写し

様式第 6 号 - 別紙 3

令和 年度 歳入歳出決算書（見込書）抄本

歳 入 (単位：円)

款	項	目	節	決算（見込）額	説明

歳 出 (単位：円)

款	項	目	節	決算（見込）額	説明

上記のとおり相違のないことを証明する。

令和 年 月 日

市町長名

令和 年 月 日
第 号

佐賀県知事 様

市町長名

令和 年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）
推進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和
年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金のうち、
下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション（宅
老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

（内訳）

交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

様式第7号（精算払の場合）

令和 第 年 月 日
 第 号

佐賀県知事 様

市町長名

令和 年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）
推進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知があった令和 年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて

(平成 25 年 3 月 25 日、佐賀県健康福祉本部)

(総則)

- 1 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。**(「佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号)」参照)**

(契約の方法)

- 2 契約の方法については、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約については、最も競争性、透明性、経済性等に優れ、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」を原則とする。**(注
意点：多数の参加者を募るための入札公告等を適切に行うこと。)**

- (2) ただし、(1)の原則を貫くと契約までの準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、一定の場合には、「指名競争入札」や「随意契約」による調達を例外的な取扱いとして認める。

「指名競争入札」を実施しようとする場合は、「一般競争入札」によりがたい理由について知事の承認を得るものとし、この場合、原則として、5人以上の者を指名しなければならない。**(注
意点：「一般競争入札」によりがたい理由については早めに県と協議すること。)**

「随意契約」によることができるのは、予定価格の額が、次に掲げる契約の種類に応じ、それぞれに定める額を超えない額とし、この場合、原則として、2人以上の者に見積りを行わせなければならない。ただし、1件の予定金額が10万円未満(分解を要する物品等の修繕は30万円未満)の契約(少額随契)等**(別表参照)**については、単一の業者から見積書を徴するだけで契約(以下「単一業者との随意契約」という。)できるものとする。**(注
意点：少額随契以外の単一業者との随意契約については、事前に県に確認すること。)**

なお、補助事業者が個人や小規模の法人等の場合で、一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争」という。)の実施が困難な理由について知事の承認を得たときは、「随意契約」による調達を例外的に認めるものとする。**(注
意点：競争の実施が困難な理由については、当該法人等の手続き規程等を確認し、社会通念上も適当と判断される場合に適用する。)**

ア 工事又は製造の請負 2,500,000 円

イ 財産の買入れ 1,600,000 円

ウ 物件の借入れ 800,000 円

エ アからウに掲げるもの以外のもの 1,000,000 円

- (3) さらに、地域活性化の観点から、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要があり、**別紙『佐賀県ローカル発注促進要領』**のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。**(注
意点：県外企業に入札書又は見積書の提出を依頼する場合、県外企業と契約を締結する場合、**

元請企業が県外企業と下請契約又は材料納入契約を締結する場合等については、事前に理由書を県に提出しなければならない。)

- (4) 加えて、平成 25 年 4 月 1 日から施行される「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)」「障害者優先調達推進法」の趣旨に基づき、障害者就労支援施設等と契約するよう努めなければならない。なお、障害者就労支援施設等とは、次の者をいう。

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号、平成 25 年 4 月 1 日から題名改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」)に基づく事業所・施設等(障害者福祉サービス事業所等)

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A 型・B 型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 小規模作業所

障害者を多数雇用している企業

- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

在宅就業障害者等

- ・ 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)
- ・ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

(契約事務の事前届出)

- 3 補助事業者は、契約(当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、1 件の予定価格の額が 100 万円を超えるものに限る。)を締結するときは、当該契約に係る事務を執行する前に、次に掲げる事項について知事に届け出ること。**(注意点：一般競争入札及び指名競争入札を行う場合は、公告案等を添付すること。)**

- (1) 事業内容
- (2) 履行期間
- (3) 契約の方法(一般競争入札、指名競争入札、見積り合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別)及びその理由
- (4) 入札保証金又は契約保証金の要否
- (5) 代金支払の方法
- (6) その他必要な事項

(競争の公告等)

- 4 補助事業者は、競争を行う場合は、次のとおり公告又は通知をしなければならない。
- (1) 一般競争入札を行う場合は、当該一般競争入札の 7 日前までに、おおむね次に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法、新聞への掲載、掲示板への掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、

その期間を短縮することができる。**(注意点：別紙『佐賀県ローカル発注促進要領』に留意するとともに、広く一般に周知すること。)**

一般競争入札に付する事項

一般競争入札を行う日時及び場所

一般競争入札に参加する者に必要な資格

郵送による一般競争入札については、郵送の方法並びに到着の日時及び場所

一般競争入札の保証金の額並びにこれを納入し、及び返還する時期

一般競争入札を無効とする場合

一般競争入札を中止とする場合

契約内容を示す場所

～ に掲げるもののほか、必要な事項

- (2) 指名競争入札を行う場合は、当該指名競争入札を行う日の5日前までに、(1)の 、及び から までに掲げる事項を、指名する者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。

(予定価格)

- 5 補助事業者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封印し、開札を行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。

(最低制限価格)

- 6 補助事業者は、競争により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。**(注意点：最低制限価格を設ける場合は、知事が別に定める方法により算出した額とすること。)**

(契約締結後の届出)

- 7 補助事業者は、競争により契約を締結した時は、入札結果及び契約書の写しを知事に届け出ること。また、当該契約の内容を変更する場合については、上記3に準じて事前に届け出るとともに、変更契約後、契約書の写しを知事に届け出ること。**(注意点：県外企業と契約を締結する場合等は、別紙『佐賀県ローカル発注促進要領』により事前に理由書を県に提出しなければならない。)**

<別表> 単一の業者から見積書を徴するだけで契約できるもの

契約できる事項	県との協議の要否等 (協議を要す、 協議不要)
ア 緊急の必要により、2人以上の者から見積書を徴する暇がないとき。	「緊急随契」とし、その具体的理由について協議
イ 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品等でその取扱店が1店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。	「取扱店一店のため随契」とし、具体的協議不要
ウ 購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく2人以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。	「定価販売品につき随契」とし、具体的協議不要
エ 過去6ヶ月以内において、当該購入予定物品の種類及び数量をほぼ同じくする契約（競争入札又は見積り合わせの方法で契約した場合）を既に締結したことがある物品について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承したとき。	「 年 月 日一般競争入札(年 月 日見積り合わせ)による契約価格と同値」とし、具体的協議不要
オ 1件の予定金額10万円未満（分解を要する物品等の修繕は、30万円未満）の契約に当たり2人以上の者から見積書を徴することは、これに要する経費等を考慮するとき、得失相償わないと認められ、かつ、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。	「少額経費につき随契」とし、具体的協議不要
カ 物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められるとき。	「購入店と随契」とし、その具体的理由について協議
キ 現に履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する契約を現に履行中の契約の相手方以外の業者をして履行させることが不利であるとき。	「 年 月 日締結の契約と関連する契約」とし、その具体的理由について協議

佐賀県ローカル発注促進要領

(目的)

- 1 この要領は、佐賀県(以下、「県」という。)から補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が事業を実施するにあたり、ローカル発注を促進してもらうことで県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 「ローカル発注」とは、工事の発注や物件、役務の調達を行うにあたり、県内企業を優先的に活用することである。

- 3 「県内企業」及び「県外企業」とは、表のとおりとする。

区分		県内企業	県外企業
(1) 工事請負契約 (下請契約及び材料納入契約を含む)		<p>県内に本店を有する者</p> <p>ただし、法面工事やガードレール設置等の安全施設設置工事については、県内企業が少ないため、県内企業及び県内企業と同等の企業活動をしている県外企業(「準県内企業」という。)に優先発注する。</p> <p>準県内企業とは、県内に支店等を有し、従業員数が4人以上(うち主任技術者2人以上で、当該支店等の県内在住従業員比率が50%以上)かつ資材置場、倉庫等を県内に有する者とする。</p>	左記以外の企業
物件、役務の 調達契約	(2) ITシステム等 (下請契約を含む)	<p>県内に本店を有する者</p> <p>県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上(うちSE数が30人以上)の者</p>	
	(3) その他物件、役務の調達	<p>県内に本店を有する者</p> <p>県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者</p> <p>誘致企業</p>	

(入札等による発注を予定している場合)

- 4 補助事業者は、入札等により発注先を選定する場合、県内企業が参加できるように努めなければならない。また、県外企業から入札書又は見積書の提出を依頼するときは、様式1の理由書を条件付一般競争入札の場合は入札公告前、指名競争入札の場合は指名通知前、随意契約の場合は見積書提出依頼前までに県に提出しなければならない。

(県外企業と契約する場合)

- 5 補助事業者は、県外企業と契約を締結するときは、契約締結前までに県に様式2の理由書を提出しなければならない。ただし、単一企業との随意契約を締結する場合はこの限りでない。
- 6 補助事業者は、第3項の表(1)の工事請負契約又は(2)のITシステム等調達契約を締結した場合において、契約を締結した企業(以下、「元請企業」という。)が、下請契約又は材料納入契約を締結するときは、県内企業と締結する旨を要請するものとする。
- 7 前項にかかわらず、元請企業が、県外企業と下請契約又は材料納入契約を締結するときは、補助事業者は様式3の理由書を契約締結前までに元請企業から受領し、速やかに県に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

様式 1

入札等に県外企業の参加を可能にした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約概要	
契約方法 該当部分に	条件付一般競争入札 ・ 指名競争入札 見積合せ随意契約 ・ 単一随意契約 ・ その他方法
契約予定額 概算	
県外企業の参加を 可能にした理由	

様式 2

県外企業と契約する理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約する県外企業名	
住所 本店の所在地	
契約概要	
契約予定額 概算	
理由	

様式 3

下請先（材料納入先）を県外企業とした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
元請企業名	
元請企業が補助事業者 と締結した契約概要	
下請企業名 (材料納入企業名)	
下請企業の住所 (材料納入企業の住所) 本店の所在地	
下請(材料)金額 税込	
理由	